

医療機関用手引き 改訂状況

改訂日	該当ページ	内容
平成 31 年 2 月 19 日	P16	<u>福祉医療の自己負担金で 1 円単位が生じた際の取扱いを追記</u> <ul style="list-style-type: none"> 窓口での徴収額は「10 円単位（10 円未満は四捨五入）」となりますが、レセプトは「1 円単位」の記載となります。
〃	P10 P27	<u>高齢者医療費助成（65 歳～69 歳軽度）における高額療養費発生時の取扱いを追記（社保分）</u> <ul style="list-style-type: none"> 社保加入者の 70 歳～74 歳の高額療養費の算定は、原則として「一般所得者」となります。（事例【13-1】（P27-1）追記） 社保加入者の高齢者医療費助成（65 歳～69 歳軽度）受給者が限度額適用認定証を提示した際に、福祉の自己負担額（2 割又は 1 割）が、提示された限度額適用認定証の限度額を超過する場合の窓口徴収額については、限度額適用認定証の限度額までとしてください。（70 歳～74 歳の高齢受給者の低所得者においても同様です。）
〃	P34	<u>育成医療の自己負担額の計算の誤りを訂正</u> <ul style="list-style-type: none"> 訂正前：自己負担額 5,000 円（上限で計算） 訂正後：自己負担額 2,000 円（上限前の 1 割自己負担で計算）
〃	P38	<u>高齢者医療費助成（65 歳～69 歳軽度）における窓口負担上限額について追記</u> <ul style="list-style-type: none"> 一部の市町村では、65 歳～69 歳の受給者に対し、高齢者医療費助成としての「重度心身障害者等医療費限度額適用認定証」（※医療保険者が発行する「限度額適用認定証」とは異なります。）を発行し、高齢者医療費助成としての負担上限額を定めております。
平成 31 年 3 月 12 日	P28	<u>事例 14 食事療養費の医療保険の負担金計算の記載誤りを訂正</u> <ul style="list-style-type: none"> 訂正前：○医療保険：10,800 円＝38,400 円－<u>12,600 円</u> 訂正後：○医療保険：10,800 円＝38,400 円－<u>27,600 円</u>
平成 31 年 3 月 29 日	P 39	<u>市町村子ども医療費助成実施状況を平成 31 年 4 月時点に更新</u> <ul style="list-style-type: none"> 黒部市、入善町の対象年齢の引き上げ 滑川市、射水市の現物給付対象医療機関の追加
令和元年 6 月 24 日	P 39	<u>市町村子ども医療費助成実施状況を修正</u> <ul style="list-style-type: none"> 黒部市、小矢部市の現物給付対象医療機関の追加

令和 2 年 4 月 1 日	P39	<u>市町村子ども医療費助成実施状況を修正</u> ・滑川市の対象年齢を「18 歳」に修正
令和 4 年 4 月 1 日	P39	<u>市町村子ども医療費助成実施状況を修正</u> ・魚津市の対象年齢を「18 歳」に修正 ・現物給付となる医療機関を全市町村 0 歳児～対象年齢児まで富山県内全域に修正
令和 4 年 10 月 1 日	P39	<u>市町村子ども医療費助成実施状況を修正</u> ・射水市、立山町の対象年齢を「18 歳」に修正
令和 5 年 4 月 1 日	P39	<u>市町村子ども医療費助成実施状況を修正</u> ・高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市（通院）、南砺市、舟橋村の対象年齢を「18 歳」に修正

※詳しくは各該当ページをご覧ください。